

岡下営第 68 号
令和3年4月27日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和2年11月、12月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和2年11月、12月実施分）

下水道営業課

指摘事項

○ 収入事務について

令和2年9月30日現在、過年度繰越分の収入未済額が、未収下水道使用料において6,241万円余（収納率96.6%）、その他営業外未収金において3千円余（収納率0%）、水洗便所改造資金貸付金償還金未収金において13万円余（収納率0%）、その他未収金において235万円余（収納率15.7%）認められました。

今後とも、未収金の解消に格段の努力をし、現年度分についても過年度繰越を生じないように要望します。

また、水道局に事務委任している下水道使用料の徴収事務については、お互いの責任や役割分担等を明確にし、適正な業務の執行に取り組んでください。なお、民法改正に伴い、令和2年4月1日から新規契約者の水道料金の時効が5年となったことにも留意してください。

改善措置状況

ご指摘のありました滞納繰越金の収入未済額につきまして、下水道事業会計の健全化、負担の公平性等から委託先等と連携しながら以下のとおり取組を行ってまいります。

①未収下水道使用料の内、水道局への徴収委託分について、仕様書を見直して、国税徴収法に基づく滞納処分は下水道局が行うことを明記するなど、お互いの責任や役割分担等を明確にしました。今後も、連携を密にし、滞納情報を共有しながら、井水利用者も含め、文書による督促・催告、訪問徴収、電話催告、財産調査等適切な債権管理を行い、未収金解決に努めてまいります。

②水洗便所改造資金貸付金、その他営業外未収金については、平成15年度に事業が完了したが未収金が残っているため、今後も適切な債権管理を行ってまいります。

③その他未収金については、文書や訪問、電話による催告等を行い、未収金解消に努めてまいります。

指摘にあった収入状況（過年度繰越分）

○令和2年9月30日現在

項	節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
営業未収金	未収下水道使用料	円 1,854,411,246	円 1,791,997,521	円 62,413,725	% 96.6
営業外未収金	その他営業外未収金	3,018	0	3,018	0.0
その他未収金	水洗便所改造資金貸付金償還金未収金	130,696	0	130,696	0.0
	その他未収金	2,789,274	437,479	2,351,795	15.7
	小計	2,919,970	437,479	2,482,491	15.0
合計		1,857,334,234	1,792,435,000	64,899,234	96.5

○令和3年3月31日現在

項	節	調定額	収入済額	不納欠損	収入未済額	収納率
営業未収金	未収下水道使用料	円 1,854,177,746	円 1,796,541,214	円 7,127,493	円 50,509,039	% 96.9
営業外未収金	その他営業外未収金	3,018	0	0	3,018	0.0
その他未収金	水洗便所改造資金貸付金償還金未収金	130,696	0	0	130,696	0.0
	その他未収金	2,789,274	673,856	1,784,039	331,379	24.2
	小計	2,919,970	673,856	1,784,039	462,075	23.1
合計		1,857,100,734	1,797,215,070	8,911,532	50,974,132	96.8

岡水お起第24号
令和3年4月30日

岡山市監査委員 様

岡山市水道事業管理者
水道局長 今川 眞

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和2年11, 12月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和2年11・12月実施分）

水道局お客様センター

指摘事項

(1) 収入事務について

令和2年9月30日現在、給水収益において過年度分の収入未済額が2,028万円余（収納率97.9%）認められた。

今後とも、未収金の解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望する。

改善措置状況

近年の未収金対策においては、個人情報保護法により、不動産会社や家主等から未納者等の転居先等の情報入手が困難となり、追跡調査を行うのも難しい状態にある。

未収金解消には、厳しい現況ではあるが、委託業者に対する監督・指導強化及び連携を深めながら、次の具体的な取組みを推進する。

※検針及び料金徴収業務を民間委託している。

《具体的な取組み》

- ① 令和2年4月からスマートフォン決済（PayPay、LINE Pay）サービスを開始した。新たなサービスの周知により、自主納付の推進を図る。
- ② 水道使用者に対して転出入時の届出を行うように周知を図る。さらに、無届使用の早期発見、無届転出者の転居先調査（毎月、区役所の住民票閲覧調査）により料金回収に努める。
- ③ 悪質、長期、高額滞納者は、委託業者から随時督促状況を聞き、対応策を協議する。また、委託業者と連携して給水停止の強化、支払督促など法的措置を講ずることにより、料金回収に努める。

【参考資料】 過年度繰越分の収入率

(単位：円)

	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	調定額減額分 D	収入未済額 A-B-C-D	過年度繰越分 収入率
R2.9月末	1,220,398,772	1,194,556,270	5,315,802	244,634	20,282,066	97.9%
R3.3月末	1,220,398,772	1,196,735,136	8,746,862	260,974	14,655,800	98.1%

※調定額は、令和2年4月1日現在の過年度分の未収給水収益額

※調定額減額分は、漏水修理、水道メーター異常等による減額